

令和 2 年 度

定期監査結果報告書

井 原 市 監 査 委 員

井 監 第 3 6 号
令和 3 年 3 月 2 日

井 原 市 長 殿
井 原 市 議 会 議 長 殿
井 原 市 教 育 委 員 会 教 育 長 殿
井 原 市 農 業 委 員 会 会 長 殿
井 原 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 殿

井原市監査委員 長 野 隆

井原市監査委員 三 輪 順 治

令和 2 年度定期監査の結果の報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定並びに井原市監査基準に基づき、令和 2 年度定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

目 次

第1. 監査の期日及び対象	1
第2. 監査の範囲	2
第3. 監査の方法	2
第4. 監査の主眼	2
第5. 監査の結果	2
第6. 監査の意見	3
1 総括的事項について	3
(1) 提出資料のチェックについて	3
(2) 補助金事務について	3
(3) 未収金の回収整理について	3
(4) 会計等書類について	3
(5) 指定管理者について	3
(6) 内部統制について	3
2 部署別事項について	5
議会事務局	5
総務部	5
市民生活部	6
健康福祉部	6
未来創造部	7
建設部	7
水道部	8
芳井支所	8
美星支所	8
会計課	8
井原市民病院	8
教育委員会事務局	8
◎定期監査参考諸表	11

第 1. 監査の期日及び対象

期 日	対 象
1 1 月 1 0 日 (火)	高屋小学校、高屋幼稚園、高屋中学校、学校給食センター
1 1 月 1 1 日 (水)	芳井小学校、芳井幼稚園、市立高等学校、井原図書館
1 1 月 1 2 日 (木)	荏原小学校、荏原幼稚園、木之子小学校、木之子幼稚園、美星中学校
1 月 1 3 日 (水)	芳井振興課、美星振興課
1 月 1 5 日 (金)	市民課、学校教育課（適応指導教室「大山塾」）、環境課、協働推進課
1 月 1 8 日 (月)	福祉課、子育て支援課、甲南保育園、健康医療課
1 月 2 0 日 (水)	議会事務局、税務課、企画課、危機管理課、消防団（非常備消防）
1 月 2 2 日 (金)	財政課、秘書広報課、総務課、選挙管理委員会事務局、市民会館事務局
1 月 2 6 日 (火)	上水道課、下水道課（浄化センター）、会計課、井原市民病院
1 月 2 9 日 (金)	生涯学習課（アクティブライフ井原、青少年育成センター、婦人会館、ふれあいセンター、視聴覚ライブラリー、教育相談室、星の郷ふれあいセンター、芳井生涯学習センター、公民館、美星天文台、青少年研修センター）、文化課（文化財センター、歴史民俗資料館）、田中美術館、スポーツ課（海洋センター、体育館、運動公園）
2 月 1 日 (月)	建設課、都市施設課、農林課、農業委員会事務局
2 月 3 日 (水)	教育総務課、介護保険課
2 月 5 日 (金)	商工課（労働福祉会館、働く婦人の家、勤労者体育センター、勤労青少年体育センター）、定住観光課

第2. 監査の範囲

令和2年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した。

併せて、令和元年度に指定管理料の支払いのある部署において、指定管理者と連携をとり適正な管理ができていないかについても監査した。

第3. 監査の方法

令和2年度の事務事業について、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、担当課長等から業務概要、懸案事項の説明を受けるとともに、関係諸帳簿を調査する方法により実施した。

第4. 監査の主眼

事務事業が法令諸規則に準拠して適正かつ効率的に行われ、所期の効果を挙げるべく執行されているか。また、令和元年度定期監査結果報告書及び令和元年度決算審査意見書で指摘要望した事項が適正に処理されているかに留意して実施した。

第5. 監査の結果

令和2年度の定期監査の結果については、新型コロナウイルス感染症の影響により未執行を余儀なくされた事業が見受けられたが、総括的には、法令、条例、規則、予算等に準拠し、総じて適正に執行されていると認められた。

一部については、注意、改善を要する点が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じ、適切な処理に努められたい。

なお、「部署別事項」において、【改善すべき事項】として記載しているものについては、速やかに措置を講じるものとし、措置を講じた時は、地方自治法第199条第12項*の規定により、本職宛てに通知されることを申し添える。

今回の定期監査において、全庁的に共通する意見等を、次頁以降の「監査の意見」の「総括的事項について」に記載している。

*地方自治法第199条第12項...「監査委員から監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考とし措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。」

第6. 監査の意見

1 総括的事項について

(1) 提出資料のチェックについて

提出された資料に誤りが見受けられた。誤りがあれば資料の信頼性を欠き、本来の業務の有効性や効率性が示せないので、各部署で十分チェックされ提出されたい。

(2) 補助金事務について

補助金事務は、申請から交付まで適正に処理されていた。

今後も、担当部署において、補助効果の確認を行い、適正な事務を行うことを望む。

(3) 未収金の回収整理について

収入未済額を抱える部署については、財源確保と負担の公平性を図るうえでも、引き続き、新規滞納者を作らないよう、収入未済額の解消に努めることを望む。

(4) 会計等書類について

支出負担行為決議書、支出決議書及びその添付書類に日付の記載漏れや決裁印漏れがあった。確認を励行し適正な事務処理に努めることを望む。

なお、日付漏れ等軽易な事項については、その都度検討・改善等を求めたので、各課の概要への記載は省略する。

(5) 指定管理者について

公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に導入された指定管理者制度の趣旨を十分踏まえたうえで、協定書の内容が確実に遂行されているかどうか、今以上に、指定管理者と連携をとり適正な管理指導を行うことを望む。

また、指定管理者が施設を有効活用するにあたり、広く周知を行うなど公平な観点で実施されるよう指定管理者と協議されたい。

(6) 内部統制について

地方自治法の一部改正により、都道府県及び指定都市においては、令和2年度から内部統制*に関する方針や体制が整備されている。

内部統制は、市長が体制整備し評価報告を行い、監査委員の審査に付すものであるが、本市では、全職員が自覚と認識を持って、適切かつ効率的な運営、法令順守及び危機管理を徹底しなければならないことから、事前に庁内

各部署で内部統制マニュアルが作成されているところである。

今後も、内部統制の必要性に鑑み、各部署でマニュアルが活かされるよう十分検証し見直しを行い、市民に信頼される市役所づくりのために、職員一丸となって努力していただくことを強く望む。

*内部統制とは

地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織が達成されるよう、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保するもの。

2 部署別事項について

議会事務局

特になし。

総務部

○ 秘書広報課

本市の情報発信について、市広報や行政番組はもとより、緊急告知端末器お知らせくんや市ホームページ、さらには新たに活用されるFMラジオなども含め、積極的な情報発信に努められたい。

○ 企画課

今年度から、RPA*の導入が進められているが、今後も更なる業務拡大を図り、定型事務作業の合理化を推進されたい。

引き続き、情報システム機器廃棄時の適切な措置を含め、データ管理の徹底・指導に努められたい。

他部署が取り扱う情報システムの契約等については、専門性が高いことから、引き続き、指導相談に努められたい。

*RPA(Robotic Process Automation)とは、人がパソコン上で行うキーボード操作やマウス操作(定型業務)をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。人間の知識をコンピュータ上で再現しようとするAI(人工知能)の技術を用いたRPAもある。

○ 危機管理課

令和2年から新型インフルエンザ等感染症対策本部に関する事務が新たに増えているが、新型コロナ感染症については特に、関係部署と密接な連携をとり、迅速かつ計画的に対策を講じられたい。

○ 消防団(非常備消防)

引き続き、消防団員の確保に努められたい。

○ 総務課

特になし。

○ 選挙管理委員会事務局

投票率向上に向け、引き続き、啓発等に努められたい。

○ 財政課

基金残高が減少するなど厳しい財政環境ではあるが、今まで以上に事業の選択と集中を行い、将来を見据えた持続可能な財政運営を図られたい。

○ 税務課

引き続き、課税客体の把握に努められるとともに、納税者に対して口座振替やコンビニ収納、さらには新たに導入するスマートフォン決済などを含め、積極的な周知 PR を行い収納率の向上を図られたい。

○ 市民会館事務局

特になし。

市民生活部

○ 市民課

マイナンバーカードについて、更なる周知啓発に努められたい。

○ 協働推進課

特になし。

○ 環境課

特になし。

健康福祉部

○ 福祉課

福祉基金助成事業のメニューの中で、利用状況が少ないものが見受けられるので、事業内容を精査され見直しを図られたい。

○ 子育て支援課

特になし。

○ 介護保険課

郵券受払簿と切手の残数は一致しているものの、長期間、保有されている切手の残額が多く感じられた。紛失などの恐れもあるため、必要最低限の保有になるよう調整されたい。

○ 健康医療課

新型コロナウイルスワクチン接種対策室が設置され、接種に向けた事務が動き出しているが、十分関係機関と連携、調整され、市民が安心して接種が受けられる体制を整えられたい。

○ 保育園

保育園2園のうち、甲南保育園について監査を行った。

◇ 甲南保育園

特になし。

未来創造部

○ 商工課(労働福祉会館、働く婦人の家、勤労者体育センター、勤労青少年体育センター)

雇用の創出などにつなげるため、早期の企業立地に努められたい。

○ 定住観光課

移住定住の諸施策について事業の効果的な検証を行いながら、常に内容の見直し等を行い更なる事業の推進に取り組まれたい。

さくら団地の未分譲区画について、完売を目指し積極的な販売促進に努められたい。

建設部

○ 農林課、農業委員会事務局

【改善すべき事項】

郵券受払簿について、残高が使用枚数と合致していなかった。また修正箇所が多く訂正印漏れも見受けられるなど煩雑になっているため、適正管理に努められたい。

○ 建設課

郵券受払簿と切手の残数は一致しているものの、長期間、保有されている切手の残額が多く感じられた。紛失などの恐れもあるため、必要最低限の保有になるよう調整されたい。

○ 都市施設課

契約調書の中で、地方自治法施行令第167条の2第1項の随意契約に該当する契約に、その旨の記載がされていないものが見受けられた。

【改善すべき事項】

郵券受払簿について、修正箇所が多く訂正印漏れも見受けられるなど煩雑になっているため、適正管理に努められたい。

水 道 部

○ 上水道課

水道事業の健全経営の維持のため、引き続き、計画的な老朽管の更新等を行い、有収率の向上に努められたい。

1市1水道（料金統一等）への取組みについて、引き続き、検討されたい。

○ 下水道課(浄化センター)

下水道事業の健全経営の維持のため、雨水流入等の調査を行うなど、有収率の向上に努められたい。

芳 井 支 所

○ 芳井振興課

特になし。

美 星 支 所

○ 美星振興課

引き続き、安定した水を供給する畑地かんがい施設の適正な維持管理に、努められたい。

会 計 課

引き続き、会計事務の手続き等により各部署への指導を徹底され、効率的な会計事務の執行を図られたい。

井原市民病院

新型コロナウイルス感染症の影響もあるが、引き続き、累積赤字を縮小するため、あらゆる手段を講じて、経営努力に努められたい。

教育委員会事務局

○ 教育総務課

契約調書の中で、地方自治法施行令第167条の2第1項の随意契約に該当する契約に、その旨の記載がされていないものが見受けられた。

【改善すべき事項】

郵券受払簿について、修正箇所には訂正印漏れが見受けられたので、適正管理に努められたい。

○ 学校教育課（適応指導教室「大山塾」）

特になし。

○ 生涯学習課（アクティブライフ井原、芳井生涯学習センター、公民館、視聴覚ライブラリー、青少年育成センター、教育相談室、婦人会館、ふれあいセンター、星の郷ふれあいセンター、青少年研修センター、美星天文台）

契約調書の中で、地方自治法施行令第167条の2第1項の随意契約に該当する契約に、その旨の記載がされていないものが見受けられた。

○ 文化課（文化財センター、歴史民俗資料館）

特になし。

○ スポーツ課（海洋センター、体育館・運動公園）

保険料を含む会費の受領については、制度を十分確認するとともに、複数人での現金確認に努められたい。

契約調書の中で、地方自治法施行令第167条の2第1項の随意契約に該当する契約に、その旨の記載がされていないものが見受けられた。

○ 田中美術館

特になし。

○ 図書館

特になし。

○ 学校給食センター

特になし。

○ 市立高等学校

特になし。

○ 幼稚園

幼稚園13園のうち、高屋幼稚園、木之子幼稚園、荏原幼稚園、芳井幼稚園の4園について監査を行った。

◇ 高屋幼稚園

特になし。

◇ 木之子幼稚園

特になし。

◇ 荏原幼稚園

特になし。

◇ 芳井幼稚園

特になし。

○ 小学校

小学校13校のうち、高屋小学校、木之子小学校、荏原小学校、芳井小学校の4校について監査を行った。

◇ 高屋小学校

特になし。

◇ 木之子小学校

特になし。

◇ 荏原小学校

特になし。

◇ 芳井小学校

特になし。

○ 中学校

中学校5校のうち、高屋中学校、美星中学校2校について監査を行った。

◇ 高屋中学校

特になし。

◇ 美星中学校

特になし。

令和 2 年 度

定期 監 査 参 考 諸 表

一 般 会 計

特 別 会 計

令和2年度井原市一般会計予算執行状況
(令和2年11月末日現在)

歳入

(単位 円、%)

款	予算現額	調定額	収入済額	執行率
市 税	4,623,394,000	4,716,712,039	3,065,381,381	66.3
地方譲与税	273,160,000	169,103,000	74,785,000	27.4
利子割交付金	4,700,000	1,770,000	1,770,000	37.7
配当割交付金	24,800,000	7,468,000	7,468,000	30.1
株式等譲渡所得割交付金	14,700,000	0	0	0.0
法人事業税交付金	42,400,000	25,148,000	25,148,000	59.3
地方消費税交付金	921,200,000	644,196,000	488,608,000	53.0
ゴルフ場利用税交付金	25,500,000	9,919,820	9,919,820	38.9
環境性能割交付金	32,200,000	5,562,000	5,562,000	17.3
地方特例交付金	39,049,000	39,049,000	39,049,000	100.0
地方交付税	7,269,150,000	6,369,150,000	6,369,150,000	87.6
交通安全対策特別交付金	4,400,000	2,457,000	2,457,000	55.8
分担金及び負担金	(12,535,000) 11,355,000	(12,631,500) 4,960,353	(12,631,500) 3,156,903	(100.8) 27.8
使用料及び手数料	245,212,000	194,321,403	135,394,483	55.2
国庫支出金	(188,687,000) 7,702,182,000	(45,765,000) 6,006,482,110	(0) 4,991,952,914	(0.0) 64.8
県支出金	(1,532,000) 2,557,794,000	(0) 276,182,956	(0) 164,667,676	(0.0) 6.4
財産収入	70,608,000	69,302,135	64,347,945	91.1
寄附金	35,200,000	27,677,266	27,134,266	77.1
繰入金	(147,773,000) 2,350,526,000	(0) 0	(0) 0	(0.0) 0.0
繰越金	(67,181,000) 5,014,000	(67,181,000) 57,647,758	(67,181,000) 57,647,758	(100.0) 1149.7
諸収入	731,668,000	533,724,015	100,240,748	13.7
市 債	(676,400,000) 3,559,186,000	(0) 474,386,000	(0) 474,386,000	(0.0) 13.3
歳入合計	(1,094,108,000) 30,543,398,000	(125,577,500) 19,635,218,855	(79,812,500) 16,108,226,894	(7.3) 52.7

※上段()は繰越分

歳 出

(単位 円、%)

款	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
議 会 費	197,210,000	131,090,215	66.5
総 務 費	7,332,713,000	5,244,158,264	71.5
民 生 費	(110,219,000) 6,283,849,000	(0) 3,140,661,472	(0.0) 50.0
衛 生 費	3,072,860,000	1,261,580,188	41.1
労 働 費	40,363,000	33,093,803	82.0
農 林 水 産 業 費	1,890,339,000	250,652,169	13.3
商 工 費	(124,463,000) 1,926,536,000	(122,943,000) 731,227,158	(98.8) 38.0
土 木 費	(137,651,000) 2,885,236,501	(113,046,000) 1,487,188,728	(82.1) 51.5
消 防 費	762,839,000	576,544,347	75.6
教 育 費	(721,775,000) 3,916,124,000	(55,349,597) 1,505,432,424	(7.7) 38.4
災 害 復 旧 費	314,190,000	132,477,969	42.2
公 債 費	1,901,385,000	940,580,993	49.5
予 備 費	19,753,499	0	0.0
歳 出 合 計	(1,094,108,000) 30,543,398,000	(291,338,597) 15,434,687,730	(26.6) 50.5

※上段()は繰越分

令和2年度井原市特別会計予算執行状況集計表
(令和2年11月末現在)

(単位 円、%)

会計名	予算現額	歳入		歳出		差引残額
		収入済額	執行率	支出済額	執行率	
国民健康保険事業 (保険事業)	4,388,100,000	2,512,272,885	57.3	2,272,315,552	51.8	239,957,333
国民健康保険事業 (直営診療事業)	32,000,000	221,856	0.7	8,918,755	27.9	-8,696,899
後期高齢者医療事業	657,200,000	284,930,000	43.4	274,557,647	41.8	10,372,353
介護保険事業 (保険事業)	5,589,300,000	3,073,415,589	55.0	3,144,042,407	56.3	-70,626,818
介護保険事業 (サービス事業)	7,900,000	4,273,091	54.1	4,708,360	59.6	-435,269
産業団地開発事業	497,000,000	42,106	0.0	196,000,000	39.4	-195,957,894
美星地区畑地かん がい給水事業	21,200,000	13,293,138	62.7	12,752,304	60.2	540,834
合計	11,192,700,000	5,888,448,665	52.6	5,913,295,025	52.8	-24,846,360